議案第１２２号

三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和８年１１月２７日

三次市長　福　岡　誠　志

三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例（平成１６年三次市条例第１５９号）の一部を次のように改正する。

第５条中「三次市国民健康保険川西診療所（以下「指定管理者管理施設」という。）の管理は」を「市長は、診療所の管理運営上必要があると認めるときは」に、「行わせるものとする」を「診療所の管理を行わせることができる」に改める。

第６条第１項中「（指定管理者管理施設を除く。）」を「（指定管理者が管理する施設（以下「指定管理者管理施設」という。）を除く。）」に改める。

第２２条を削り、第２３条を第２２条とする。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。